

宇部・小野田圏域障害者相談支援事業実施要綱

(目的)

第1条 宇部・小野田圏域障害者相談支援事業（以下「事業」という。）は、圏域内の障害者等からの相談に応じ、地域における生活を支援することにより、障害者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、宇部・小野田圏域2市（宇部市、山陽小野田市）とする。  
2 宇部・小野田圏域2市は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができることを認める指定相談支援事業者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(実施施設)

第3条 事業は、公募により選定された事業者において実施する。  
2 前項の事業者の公募の方法については、市長が別に定めるものとする。

(事業の内容)

第4条 この事業の内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業とし、宇部・小野田圏域2市の障害者等からの相談に応じ、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (2) 障害福祉サービスの支給決定に対する助言及び支援困難事例への対応
- (3) 各障害種別の専門知識に基づいた技術的援助体制の構築及び推進
- (4) 計画相談事業者のスキルアップ対応
- (5) 地域移行・地域定着の促進をはじめとする地域と連携した取組
- (6) ピアカウンセリング及び権利擁護のために必要な援助
- (7) 専門機関の紹介等社会資源を活用するための助言・指導等の支援
- (8) 緊急ショートステイのアセスメント
- (9) 地域生活体験利用の促進と調整

(配置職員等)

第5条 事業の実施に当たっては、次の各号の全てに該当する者1人を常勤（専従）で配置するものとする。ただし、事業の実施に支障のない範囲でやむを得ない場合のみ指定相談支援事業所関係業務に従事することができる。

- (1) 社会福祉士等のソーシャルワーカーで障害者の相談・援助業務の経験がある者
- (2) 精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員等で障害者の相談・援助業務の経験がある者
- (3) 高齢者に対する支援の経験がある者

2 特別な相談支援が必要なときは、常勤職員に加えて、専門的な知識を有するもののうち特別な相談支援に対処できる者を従事させなければならない。

(実施時間等)

第6条 事業の実施に当たっては、夜間、休日等も含め、24時間対応できる体制をとるものとする。

(利用料)

第7条 利用料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従事者の勤務体制、職務環境、訪問手段等を定めておかねばならない。

2 事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従事者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

5 事業者は、毎月終了後、翌月10日までに利用状況及び事業内容に即した報告書を宇部・小野田圏域2市へ提出すること。

6 事業者は、年度終了後、4月30日までに利用状況や実績状況、及び収支状況等を記載した事業報告書を宇部・小野田圏域2市へ提出すること。

7 事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密をもらしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。